

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

制度の概要

国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みで、最大で寄附額の約 9 割が軽減され、実質的な企業の負担が約 1 割まで圧縮されます。

金銭や物品による寄附のほか、企業人材を派遣する人材派遣型の寄附があり、1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象となりますが、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象となりません。

また、寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。

本町の取組み

本町では、第 2 期氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包括的に転記した「第 2 期氷川町まち・ひと・しごと創生推進計画」を作成、地域再生計画として令和 7 年 3 月 31 日に国の認定を受けました。

これまで、民間のコンサルティングサービスやポータルサイトの活用による寄附獲得に取り組んでいます。



今後について

本制度は、第 2 期総合戦略の策定期間の終期に合わせ、令和 9 年度までが適用期間となっています。今後も事業展開に合わせて制度の活用促進を図っていきます。